

2023年10月2日（月）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 藤田、内田
ダイヤル 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、高橋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

犬山市における土壌汚染について

東洋紡株式会社（大阪府大阪市）が犬山市内の同社犬山工場において土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

- (1) 報告者
東洋紡株式会社
- (2) 報告年月日
2023年10月2日（月）
- (3) 汚染が判明した土地の所在地
東洋紡株式会社 犬山工場
愛知県犬山市大字木津字上ノ畑275番2及び字流89番の各一部
- (4) 報告の根拠
県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）
- (5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
水銀及び その化合物	0.011mg/L (22倍) ^{注1} 〔アルキル水銀は 未検出〕	0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	0～0.5m	1 / 44
鉛及び その化合物	0.013 mg/L (1.3倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	3 / 44
砒素及び その化合物	0.22mg/L (22倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～6.0m	39 / 44

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング及び汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

東洋紡株式会社犬山工場 環境安全室 岩田
住所 犬山市大字木津字前畑 344 番地
電話 0568-62-1405

4 調査対象地の概要

(1) 面積

3,853.499 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地は、1940年頃から東洋紡株式会社犬山工場の敷地の一部として利用されています。水銀については、工場内で燃料として使用している石炭に含有されています。また、石炭灰から砒素の検出履歴があります。

鉛については、工場内において取扱履歴はありませんが、当該地において2020年9月に火災が発生しており、火災時に発生した燃え殻から、鉛が検出されています。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・水銀及びその化合物

水銀は脳の中に蓄積しやすく、体内で酸化反応を受ける前に脳に移行すると水銀によって中枢神経障害を起こすおそれがあります。口から取り込まれた場合には、水銀はほとんど吸収されずに、そのままの形で便や尿に含まれて排せつされます。なお、一般的に無機水銀に比べて、有機水銀（アルキル水銀を含む）は毒性が強いとされています。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。

主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)